

2018（平成 30）年用年賀葉書（四面連刷）の販売方法等

1 前売渡期間（10/13～10/31）中の取扱い

申込書に必要事項をご記入いただき、原則として、お客さま又はお客さまの納品先が印刷会社であることを確認の上、前売渡しさせていただきます。

これは、四面連刷の年賀葉書は、主として印刷会社での大量印刷用に発行しているものであり、前売渡期間については、印刷会社が年賀葉書販売開始後できるだけ早く、印刷した年賀葉書を自社店頭で並べることができるように、日本郵便の販売段階でお渡しする期間を特別に設定しているものです。

このため、この期間におけるそれ以外の目的（個人でのご利用等）でのご購入は見合わせていただきます。

郵趣等でご利用の個人のお客さまにはついては、11/1 から販売します。

2 販売期間中（11/1～1/5）中の取扱い

申込書に必要事項をご記入いただいた上で、通常どおり販売させていただきます。

3 差出時の注意点

差し出しされる場合は、必ず 4 枚（1 枚につき、長辺 148mm、短辺 100mm）に切り離してください。

4 その他

オリジナル用年賀葉書（四面連刷）についても同様の取扱いとなります。